

現状分析

- ・ 婦人相談員が受け付けた相談延べ件数は、平成15年度の18万件から年々増加し、令和元年度には41万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。(家庭福祉課調べ)
- ・ また、婦人相談所及び婦人相談員への相談内容についても、夫等からの暴力(42.6%)のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題(26.4%)や、経済関係(7.4%)、妊娠・出産等を含む医療関係(5.4%)など多岐にわたっており、複雑化している。(家庭福祉課調べ)
- ・ そのため、婦人保護事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、婦人相談員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。(困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ(令和元年10月11日)等)
- ・ さらに、こうした現状を踏まえ、令和4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)(議員立法)が第208回通常国会において可決・成立し、令和6年4月1日から施行されることになった。

課題

- ・ 婦人相談員については、研修受講要件もなく、配置されてる相談員1,533名の約7割は非常勤職員となっているほか、市町村における配置率も約5割と未配置市町村が多い。(家庭福祉課調べ)
- ・ 上記に加え、困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書(令和4年3月)(以下「報告書」という。)では、「地域の中に民間の支援団体がある割合は3割、うち連携しているものが5割半ば。利用したいが利用できていない社会資源として、民間団体と回答した相談機関が多い一方で、連携できる民間団体がない(少ない)状況が課題」とされており、地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない。
- ・ また、報告書では、困難な問題を抱える若年女性に対する支援を行っていない自治体が全体の14%を占めているほか、相談機関及び相談員のいずれも6割以上で、困難な問題を抱える若年女性の支援体制の改善を図る必要があるとされていることが指摘されている。
- ・ このため、増加・複雑化する相談に対応できるよう、①婦人相談員の専門性の向上及び人材確保、②民間の支援団体の育成及び連携体制の構築等による支援体制の整備が必要。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行に向け、法律に盛り込まれた、①都道府県基本計画の策定、②民間団体との協働、③関係機関との緊密な連携がなされるよう、地方自治体への支援が必要。

事業概要

【新規 既存 モデル 大幅見直し】

- ・ 個々の状況に応じた適切な支援が提供される体制が構築されるよう、DV・女性保護対策等支援事業により、
 - ① 研修受講の有無や経験年数に応じた婦人相談員手当の支給
 - ② 都道府県等の基本計画策定
 - ③ 民間支援団体の掘り起こし及び育成
 - ④ 官民協働による支援を行うためのプラットフォームの構築
 - ⑤ 関係機関における地域協議会の設置・運営
 に要する費用の補助を実施。

実施主体：都道府県、市区町村
 補助率：5/10
 (⑤のみ10/10)

